

2024年7月5日

株式会社トヨタ カスタマイジング&ディベロップメント

公正取引委員会からの勧告について

本日、株式会社トヨタ カスタマイジング&ディベロップメント（以下、当社）は、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告を受けました。

取引先様をはじめとする関係の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

本件は、2023年5月に公正取引委員会から当社へ調査要請を受け、同年7月から実地調査が開始されました。その結果、公正取引委員会から「不当な返品」と「金型等保管費用の未払い」の2件の指摘があり、2024年4月に当社でも事実関係を確認の上、本勧告に至っております。

違反内容と当社の対応は以下のとおりです。

<違反内容：不当な返品>

下請法では、部品受入れ時の品質検査を発注元（当社）で実施する場合、または取引先様に文書で品質検査の委託をした場合に限り、部品に取引先様起因の不具合があった際には、取引先様への部品の返品が可能となります。

当社では、取引先様と取り交わした部品取引基本契約書をもって、取引先様に品質検査を委託しているものと誤った認識をしておりました。その結果、当社での品質検査及び取引先様への文書での品質検査の委託のいずれも実施しないまま、不具合品であることを理由に部品の返品を行っておりました。当該行為が、下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）の規定に違反すると判断されました。なお、不具合品については、取引先様と実際の不具合状況を確認させていただいており、取引先様に不具合を認めていただいた部品のみ返品をさせていただいておりました。

本違反行為の対象となる取引先様は65社であり、対象取引先様に対しては、返品分の下請代金相当額等である合計約5,400万円をすでにお支払いしております。

<違反内容：金型等保管費用の未払い>

下請法では、発注元に所有権がある金型等の長期保管について、発注元がその保管費用を負担することとなっております。

当社では、取引先様と明確な協議をすることなく、取引先様に貸与している当社資産の金型等の保管費用は、部品の単価に含まれていると誤った認識をしておりました。その結果、当社が取引先様に貸与している当社資産の金型等について、当該金型等を用いる製品の発注を長期間行わないにも関わらず、取引先様に無償で保管をさせていた行為がありました。当該行為が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されました。

本違反行為の対象となる取引先様は49社（対象金型等は664個）であり、一部の対象金型等は廃棄の対応を既に実施しており、また、対象取引先様と補償のための協議も既に開始しております。対象金型等の保管費用に相当する額については、公正取引委員会の確認を得た後、速やかに対象取引先様にお支払いいたします。

< 当社の対応 >

公正取引委員会による本勧告の対象期間は、違反内容 が2022年7月から2024年3月まで、違反内容 が2022年7月以降となっております。当社では、勧告対象期間以外についても総点検を行い、違反行為が認められた場合には、取引先様一社一社、丁寧に対応し、取引先様に生じた金銭負担相当額をお支払いいたします。

このたびの勧告を大変重く受け止め、原点に立ち戻り、法令遵守を徹底してまいります。コンプライアンスの観点で本件の振り返りを行い、それに基づいた社員教育や取引先様とのコミュニケーション強化などの再発防止策をとってまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社トヨタ カスタマイジング&ディベロップメント

コーポレート本部 経営管理部 経営推進室

TEL : 080-5067-2354

10 : 00-17 : 00 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)